# 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定

**１．（預金契約の成立）**

当金庫は、お客様から普通預金および無利息型普通預金（以下「この預金」といいます。）に係る申込を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

**２．（取扱店の範囲）**

この預金は、当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

**３．（証券類の受入れ）**

（１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、当金庫以外の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

（２）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

（３）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

（４）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

（５）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

**４．（振込金の受入れ）**

（１）この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡の事実を知った後）の振込金は、入金の受入れをせず、資金を振込人に返却します。

（２）この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

**５．（受入証券類の決済、不渡り）**

（１）証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は取引店で返却します。

（３）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

**６．（預金の払戻し）**

（１）この預金を払戻すときは、通帳とともに届出の印章により当金庫所定の払戻請求書に記名押印し提出、または当金庫所定の電子装置に暗証入力してください。

（２）前項に定める記名押印は、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

（３）前二項の払戻し手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

（４）この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。なお、当金庫が認めた１回限りの手数料の支払いについては、この限りではありません。

（５）同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

**７．（利息）**

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を１円として店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、毎年３月と９月の第二土曜日を利息決算日とし、その翌日にこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。無利息型普通預金には利息をつけません。

**８．（届出事項の変更、通帳の再発行等）**

（１）通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったとき、直ちに当金庫所定の方法で届出てください。

（２）前項の印章、名称、住所その他の届け出事項の変更の届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

（３）通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（４）この通帳を再発行（紛失・焼失・盗難等）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

**９．（成年後見人等の届出）**

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に取引店に届け出てください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

（４）前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

（５）前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

**10．（印鑑照合等）**

（１）払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または当金庫所定の電子装置に入力された暗証を、届出の印鑑または暗証と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

（２）第６条第２項または第１５条第２項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

**11．（盗難通帳による払戻し等）**

（１）盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③当金庫に対し警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

（２）前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

（3）前二項の規定は、第 1 項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

（4）第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれか該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A．当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B．預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C．預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

（5）当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合もその受けた限度において同様とします。

（6）当金庫が第 2 項の規定にもとづき補てんをおこなった場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

（7）当金庫が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳による不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

**12.（譲渡、質入れ等の禁止）**

（1）この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

（2）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

**13.（反社会的勢力との取引拒絶）**

この預金口座は、第 15 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 15 条第 5 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

**14.（取引の制限等）**

（1）当金庫は、職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の預金者に関する情報および具体的な取引の内容等、当金庫が指定する情報（以下、総称して「預金者情報等」といいます。）に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報等に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速やかに当金庫に届け出てください。

（2）預金者から正当な理由なく届出いただくべき事項の届出がない場合、前項の各種確認や資料の求めに対し何ら回答なく指定された提出期限が経過した場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他預金者がこの規定に違反しまたは預金者情報等に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（3）第 1 項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（4）１年以上利用のない預金口座は、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（5）第 2 項～第 4 項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は同項にもとづく取引等の制限を解除します。

**15.（解約等）**

（1）この預金を解約するときは、通帳とともに届出の印章により当金庫所定の払戻請求書に記名押印し提出、または当金庫所定の電子装置に署名・暗証入力してください。

（2）前項に定める記名押印は、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

（3）前二項の解約手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

（4）次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が第 12 条第 1 項に違反にした場合

③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

（5）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A．暴力的な要求行為

B．法的な責任を超えた不当な要求行為

C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D．風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E．その他ＡからＤに準ずる行為

（6）この預金が、一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引

を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

（７）この預金について、口座開設後１か月を越えて入金が無く、または預金全額の払戻しがなされるなどにより預金残高が無く未払い利息もない状態が１年以上続いた場合には、当金庫から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申し出がない場合には、当金庫は口座を解約できるものとします。

（８）前七項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

**16. （通知等）**

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

**17. （保険事故発生時における預金者からの相殺）**

（１）この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（２）相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

**18.（未利用口座管理手数料）**

（１）普通預金口座（総合口座、無利息型普通預金口座も含みます。）は、当庫が定める一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し（第２項に定める手数料の引き落としを除きます。）がない場合には、未利用口座となります。

（２）この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。

（３）一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

（４）第２項により解約された口座の再利用はできません。

**19. （準拠法、裁判管轄）**

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、静岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

**20. （規定の変更等）**

（１）この預金規定の各条項は、金融情勢等諸般の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。

（２）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（３）前二項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

# 納税準備預金規定

**１．（預金契約の成立）**

当金庫は、お客様から納税準備預金（以下「この預金」といいます。）に係る申込を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

**２．（預金の目的、預入れ）**

この預金は、国税または地方税（以下「租税」といいます。）納付の準備のためのもので、当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

**３．（証券類の受入れ）**

（１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、当金庫以外の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

（２）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

（３）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

（４）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

（５）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

**４．（振込金の受入れ）**

（１）この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡の事実を知った後）の振込金は、入金の受入れをせず、資金を振込人に返却します。

（２）この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

**５．（受入証券類の決済、不渡り）**

（１）証券類は、取引店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落し、その証券類は取引店で返却します。

（３）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

**６．（預金の払戻し）**

（１）この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で当金庫がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。

（２）この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当金庫に提出してください。

（３）前項に定める記名押印は、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

（４）前三項の払戻し手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

（５）租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、取引店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、取引店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。

（６）この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

**７．（利息）**

（１）この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を１円として店頭に表示する毎日の納税準備預金の利率によって計算のうえ、毎年３月と９月の第二土曜日を利息決算日とし、その翌日にこの預金に組入れます。

（２）租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、および第 10 条第２項の規定によりこの預金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算します。

（３）前二項の利率は金融情勢に応じて変更します。

（４）この利息には第２項の場合を除き所得税はかかりません。

**８．（納税貯蓄組合法による特例）**

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」といいます。）である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

①納税貯蓄組合預金は第６条第１項の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。

②租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、第７条第２項の場合と同様に普通預金利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。

**９．（反社会的勢力との取引拒絶）**

この預金口座は、第10条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

**10．（解約）**

（１）この預金を解約するときは、届出の印章により当金庫所定の払戻請求書に記名押印して、通帳とともに提出してください。

（２）前項に定める記名押印は、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

（３）前二項の解約手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

（４）次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

Ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
A．暴力的な要求行為
B．法的な責任を超えた不当な要求行為
C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D．風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
E．その他AからDに準ずる行為

（5）この預金が、一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

（6）この預金について、口座開設後１か月を越えて入金が無く、または預金全額の払戻しがなされるなどにより預金残高が無く未払い利息もない状態が１年以上続いた場合には、当金庫から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申し出がない場合には、当金庫は口座を解約できるものとします。

（7）前六項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。この他、巻末の「共通規定」をご参照ください。

**11. （盗難通帳による払戻し等）**

（1）盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

（2）前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を共通規定第 3 条本文にかかわらず補てんするものとします。
ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

（3）前二項の規定は、第 1 項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正預金払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

（4）第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれか該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
A．当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
B．預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
C．預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

（5）当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合もその受けた限度において同様とします。

（6）当金庫が第 2 項の規定にもとづき補てんをおこなった場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

（7）当金庫が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳を用いて不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

**12. （保険事故発生時における預金者からの相殺）**

（1）この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（2）相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
②前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
③第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（3）相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（4）相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（5）相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

**13. （通知等）**

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

**14. （準拠法、裁判管轄）**

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、静岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

**15. （規定の変更等）**

（1）この預金規定の各条項は、金融情勢等諸般の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。

（2）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（3）前二項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

# 通知預金規定

**１．（預金契約の成立）**

当金庫は、お客様から通知預金（以下「この預金」といいます。）に係る申込を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

**２．（預金の支払時期等）**

（１）この預金は、預入日から７日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

（２）第６条第２項による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の２日前までに通知を必要とします。

**３．（証券類の受入れ）**

（１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、当金庫以外の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、取引店で返却します。

**４．（利息）**

（１）この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

（２）この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この現金とともに支払います。

（３）この預金の付利単位は１円とします。

**５．（反社会的勢力との取引拒絶）**

この預金口座は、第6条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

**６．（預金の解約）**

（１）この預金を解約するときは、証書の受取欄または通帳とともに当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。

（２）前項に定める記名押印は、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

（３）前二項の解約手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

（４）次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

Ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

Ｅ．その他ＡからＤに準ずる行為

（５）この預金が、一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

（６）この預金について、口座開設後１か月を越えて入金が無く、または預金全額の払戻しがなされるなどにより預金残高が無く未払い利息もない状態が１年以上続いた場合には、当金庫から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申し出がない場合には、当金庫は口座を解約できるものとします。

（７）前六項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 この他、巻末の「共通規定」をご参照ください。

**７．（盗難証書を用いた解約による払戻し等）**

（１）盗取された証書を用いて行われた不正な解約による払戻し（以下本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

①証書の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

（２）前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を共通規定第 3 条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

（３）前二項の規定は、第 1 項にかかる当金庫への通知が、この証書が盗取された日（証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた不正な解約による払戻しが行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

（４）第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれか該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

Ａ．当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

Ｂ．預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
Ｃ．預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
②証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

（５）当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合もその受けた限度において同様とします。

（６）当金庫が第 2 項の規定にもとづき補てんをおこなった場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

（７）当金庫が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書を用いて不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

**８．（保険事故発生時における預金者からの相殺）**

（１）この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（２）前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金証書は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
②前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
③第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）第１項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

**９．（通知等）**

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

**10．（準拠法、裁判管轄）**

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、静岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

**11．（規定の変更等）**

（１）この預金規定の各条項は、金融情勢等諸般の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。

（２）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（３）前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

## 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定、 納税準備預金規定、通知預金規定、共通規定

**１．（届出事項の変更、通帳、証書の再発行等）**

（１）通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったとき、直ちに当金庫所定の方法で届出てください。

（２）前項の印章、名称、住所その他の届け出事項の変更の届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

（３）通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の払戻し、元利金の支払い、解約または通帳、証書の再発行は当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（４）通帳、証書を再発行（紛失・焼失・盗難等）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

**２．（成年後見人等の届出）**

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に取引店に届け出てください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

（４）前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

（５）前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

**３．（印鑑照合等）**

（１）払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、普通預金（無利息型普通預金を含む）規定第 11 条、納税準備預金規定第 11 条および通知預金規定第 7 条により補てんを請求することができます。

（２）届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書等が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

**４．（譲渡、質入れ等の禁止）**

（１）この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳、証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること。または第三者に利用させることはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

**５．（規定の変更）**

（１）この預金規定の各条項は、金融情勢等諸般の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。

（２）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（３）前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上